



「緊急事態宣言中」の教育活動について

学校長 平田 高之

この度、兵庫県において8月20日から緊急事態宣言が発令されました。また、本市においても多くの教職員・児童生徒の感染者が発生しております。このことを受け、明石市教育委員会から、新型コロナウイルス感染症対策を徹底するよう通知がありました。

本校においては、引き続き感染対策を講じ教育活動を実施してまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

1 基本的な感染症の予防

- (1) 身体全体の抵抗力を高めるため、適度な運動、バランスの取れた食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けること。
- (2) 咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底するとともに、3つの密(密閉、密集、密接)を避ける等の予防策を徹底すること。
- (3) 発熱等の風邪症状がある場合は外出を控え、自宅で休養すること。
- (4) 食事前後の手洗いを徹底するとともに、食事中には、飛沫を飛ばさないよう会話は控えること。

2 学校教育活動における留意事項

- (1) 感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動
ア 感染リスクの高い教育活動(マニュアル P54~P56)
以下の例に挙げる「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」は、感染拡大局面にあるため、一時的に停止する。
 - ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱(※)及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」イ 体育
体育の授業実施にあたっては、以下の点に留意すること。
 - ・可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼吸が激しくなるような運動を避けること。

- ・運動時は、身体へのリスクを考慮してマスクの着用は必要ないが、授業の前後における更衣及び移動の際や授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。また、呼吸が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用することが考えられる。
- ・授業内容について、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数(2~3人程度)での活動(球技におけるパスやシュートなど)を実施する際は十分な距離を空けて行う。

(2) 部活動

- (1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、自校内において部活動を行う。
なお、朝練習、他校との練習試合・合同練習、宿泊を伴う活動等は自粛すること。
- (2) 活動日・時間は、平日(4日)2時間以内、土日のいずれか1日で3時間以内とする。
- (3) ノー部活デーは、各学校にて設定する。

(3) 給食

マスクを外した状態で食事を行う場面については、ことさら感染リスクが高く各学校においても特に注意されているが、座席の配置や喫食の状況から濃厚接触者と判断された事例もあることから、「食事中は会話を控える」「給食準備中や食事後の歓談時にはマスクを着用する」等の感染症予防対策を実施する。

(4) 休み時間・登下校

休み時間・登下校時においても感染リスクのある児童生徒の行動が見受けられたことから、改めて感染症予防対策について指導する。

3 出欠の取り扱いについて

発熱等の風邪の症状がある場合には、児童生徒も教職員も自宅で休養する。
同居家族に風邪症状がみられたりPCR検査を受検したりする場合は登校させないようにする。

4 健康観察について

登校時、児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握する。家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教職員が検温及び健康観察等を行うこと。また、児童生徒等本人のみならず、同居家族にも毎日健康状態を確認するよう呼びかける。登校時の検温結果の確認及び健康状態(本人のみ)の把握については従前どおりで差し支えない。

6 学校行事

- (1) 宿泊行事(修学旅行)
県内では十分な感染防止対策を実施したうえで行う。

県外での活動は、原則行わない。ただし、すでに計画済みの活動を実施する際には、改めて、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置実施区域(都道府県)の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認すること。

(2)体育大会

実施時期の見直しも含め、演技内容の精選・時間の短縮・観覧者の制限等、可能な限りの感染防止対策を講じるとともに、保護者への説明を十分に行ったうえで実施すること。

(3)校外学習

緊急事態宣言発令期間中においては行わない。ただし、近隣の公園等への活動については、感染防止対策を十分に講じたうえで行うことは可とする。

(4)授業参観・オープンスクール等

緊急事態宣言発令期間中においては行わない。なお、ICTを活用した実施方法については、各学校において積極的に検討すること。

7 マスクの着用

学校教育活動においては、児童生徒及び教職員は、身体的距離が十分とれない時はマスクを着用すべきと考えられる。

ただし、マスクの着用については、学校教育活動の態様や児童生徒等の様子などを踏まえ、以下のとおり臨機応変に対応すること。

(1)十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ない。

(2)気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、熱中症などの健康被害が発生する恐れがあるため、マスクを外してもよいことを指導する。

※夏期の気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなる恐れがある。マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいが、熱中症も命に係わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させること。

※児童生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などは、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導すること。

※登下校において、夏期の気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなる恐れがある。このため、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い時に、屋外で人と十分な距離を確保できる場合にはマスクを外してもよいことを指導すること。小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日に屋外でマスクを外してもよいことについて、積極的に声をかけるなどの指導を行うこと。その際、人との十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導すること。

(3)体育の授業においては、マスクの着用は必要ない。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合にはマスクを着用するよう指導すること。

(4)児童生徒が体調不良や息苦しさを感じた時などは、速やかに近くの教職員に申し出るよう指導すること。

8 新型コロナウイルスワクチン接種に係る出欠の扱い

「新型コロナウイルスのワクチン接種のため」、または、「ワクチン接種後、接種との関連が高いと認められる症状により療養が必要となり、登校しないことがやむを得ないと認められる場合」は、「欠席」扱いとはせず「出席停止・忌引等の日数」として扱います。